

大崎市水道事業指定給水装置工事事業者にかかる申請書類一覧

1. 給水装置工事事業者指定申請書
2. 機械器具調書（①管の切断用の機械器具 ②管の加工用機械器具
③接合用 の機械器具 ④水圧テストポンプ） ※①～④の機械器具写真を添付。
3. 誓約書
4. 給水装置工事主任技術者選任予定者届
5. 給水装置工事主任技術者選任届出書
6. 定款
7. 登記事項証明書 ※登記事項証明書は、最新のものを提出して下さい。
(個人にあっては「住民票の写し」)
8. 給水装置工事主任技術者の免状の写し
9. 給水装置工事主任技術者名簿と写真（タテ 3 cm ヨコ 2.5 cm）
10. 他市町村の指定給水装置工事事業者証の写し（A4 版）

(注)

- 申請手続きを円滑に行うため、作成後の申請書を確認しますので、ご連絡の上ファクスまたは E メールで送信してください。
 - ・大崎市上下水道部経営管理課給排水担当 [FAX:0229\(24\)1114](tel:0229241114)
[E-mail : w-kanri@city.osaki.miyagi.jp](mailto:w-kanri@city.osaki.miyagi.jp) [TEL:0229\(24\)1112](tel:0229241112)
- 申請書受理後に審査を行い、指定給水装置工事事業者として指定が決定しましたら、ご連絡しますので、窓口にて手数料を納入いただき指定給水装置工事事業者証を交付いたします。

※ 郵送により手続きを希望される場合は、指定決定後、手数料の納付書及び指定給水装置工事事業者証を郵送しますので、返信用として 120 円切手を貼付し宛先を明記した角 2 封筒 1 部を同封してください。

なお、手数料は速やかに納入し、領収証をファクス等にて送信してください。

指定給水装置工事事業者指定事項の変更等にかかる書類一覧

①氏名又は名称及び所在地の変更 事業所の代表者の変更	法人：指定給水装置工事事業者指定事項変更届書 定款，登記事項証明書，誓約書 個人：指定給水装置工事事業者指定事項変更届書 住民票の写し，誓約書
②法人の役員の変更（就任）	指定給水装置工事事業者指定事項変更届書 誓約書，登記事項証明書
③法人の役員の変更（退任）	指定給水装置工事事業者指定事項変更届書 登記事項証明書
④主任技術者選任届出書	主任技術者選任届出書，給水装置工事主任技術者名簿 給水装置工事主任技術者免状の写し
⑤主任技術者解任届出書	主任技術者解任届出書
⑥主任技術者の氏名等の変更	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 給水装置工事主任技術者名簿
⑦事業の廃止・休止・再開	指定給水装置工事事業者 廃止／休止／再開 届出書 ※廃止，休止は事業者証の返還

(注)

- 「①氏名又は名称及び所在地の変更，事業者の代表者の変更」の場合のみ，変更後の指定給水装置工事事業者証を交付します。変更後の指定給水装置工事事業者証が完成しましたらご連絡しますので，窓口にてお受け取りください。

※ 郵送により「①氏名又は名称及び所在地の変更，事業者の代表者の変更」を希望される場合は，変更後の指定給水装置工事事業者証を郵送しますので，返信用として120円切手を貼付し宛先を明記した角2封筒1部を同封してください。